

**『新訂 信用金庫役員の職務執行の手引き』
誤記の訂正・お詫びと解説の一部変更のお知らせ**

標記書籍におきまして、一部記載に誤りがございました。お詫びして下記のとおり訂正いたします。
また、理事会決議に関する解説の一部変更がございます。あわせてご確認ください。

記

◆目次（3）頁・下から 11 行目／17 頁・下から 6 行目

（誤）全理事共有の権限

（正）全理事共通の権限

◆目次（4）頁・11 行目／47 頁・下から 2 行目

（誤）7 監事のその他の職務上の義務

（正）7 監事の職務上の義務

◆18 頁・下から 8 行目

（誤）② 理事会での報告権限

（正）② 監事への報告権限

◆45 頁・下から 9 行目

（誤）③ 理事会への報告

（正）③ 監事への報告

◆99 頁・6 行目

（誤）員内理事を補充

（正）員外監事を補充

◆181 頁・10～16 行目の解説を下記に変更

補償契約を締結しようとする理事は、当該契約の内容決定の決議について、特別な利害関係を有することになるため当該決議に参加できないことが原則です（法 37 条 2 項）。ただし、理事全員と同一内容の補償契約を締結する場合には、特別利害関係理事の排除規定は適用されないと解するのが一般的になってきていますので（藤田友敬ほか編『会社法における会議体とそのあり方―変革期における株主総会と取締役会の実務』226 頁参照）、濫用的な場合を除き、通常どおりの理事会決議を行えば足りることになります。

◆185 頁・下から 5 行目～186 頁・上から 2 行目の解説を下記に変更

役員等賠償責任保険契約を締結しようとする理事は、当該契約の内容決定の決議について、特別な利害関係を有することになるため当該決議に参加できないことが原則です（法 37 条 2 項）。ただし、理事全員と同一内容の役員等賠償責任保険契約を締結する場合には、特別利害関係理事の排除規定は適用されないと解するのが一般的になってきていますので（藤田友敬ほか編『会社法における会議体とそのあり方―変革期における株主総会と取締役会の実務』226 頁参照）、濫用的な場合を除き、通常どおりの理事会決議を行えば足りることになります。

以 上